

改正

平成16年10月1日規則第15号

平成17年1月11日規則第3号

平成25年3月29日規則第10号

平成26年3月20日規則第4号

平成27年3月30日規則第5号

鏡石町農業集落排水処理施設設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鏡石町農業集落排水処理施設設置条例（平成7年鏡石町条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用月の始期及び終期)

第2条 条例第3条第9号に定める使用月の始期及び終期は、鏡石町下水道条例施行規則（平成5年規則第9号。以下「下水道条例施行規則」という。）第3条第2号に規定する汚水の例による。

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設)

第2条の2 条例第3条の2に規定する規則で定めるものは、下水道条例施行規則第3条の2に規定する生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設の例による。

(耐震性能を確保するために講ずべき措置)

第2条の3 条例第3条の2に規定する規則で定める措置は、下水道条例施行規則第3条の3に規定する耐震性能を確保するために講ずべき措置の例による。

(排水管の内径及び排水渠^{きよ}の断面積の数値)

第2条の4 条例第3条の2に規定する規則で定める数値は、下水道条例施行規則第3条の4に規定する排水管の内径及び排水渠^{きよ}の断面積の数値の例による。

(排水設備の共同設置)

第3条 排水設備の共同設置については、下水道条例施行規則第4条に規定する排水設備の共同設置の例による。

(排水設備の固着箇所及び工事の実施方法)

第4条 条例第5条に規定する排水設備の固着箇所及び工事の実施方法は、下水道条例施行規則第5条に規定する排水設備の固着箇所及び工事の実施方法の例による。ただし雨水に関する規定を除く。

(付帯設備)

第5条 排水設備を設置するときは、下水道条例施行規則第6条に規定する付帯設備の例による。

(排水設備等設置の申請及び確認)

第6条 条例第6条に規定する排水設備の計画の確認等は、下水道条例施行規則第7条に規定する排水設備等設置の申請及び確認の例による。

(排水設備の完了届等)

第7条 条例8条の規定による届出等は、下水道条例施行規則第8条に規定する排水設備の完了届等の例による。

(軽微な工事)

第8条 条例第7条で規定する軽微な工事とは、下水道条例施行規則第9条に規定する軽微な工事の例による。

(水質管理責任者の業務)

第9条 条例第11条の規定する水質管理責任者の業務は、下水道条例施行規則第10条に規定する水質管理責任者の業務の例による。

(水質管理責任者の届出)

第10条 条例第11条の規定による届出は、下水道条例施行規則第11条に規定する水質管理責任者の届出の例による。

(水質管理責任者の資格)

第11条 条例第11条に規定する規則で定める水質管理責任者の資格は、下水道条例施行規則第12条に規定する水質管理責任者の資格の例による。

(除害施設の設置等の届出)

第12条 条例第12条の規定による届出は、下水道条例施行規則第13条に規定する除害施設の設置等の届出の例による。

(使用開始等の届出)

第13条 条例第14条に規定する届出は、下水道条例施行規則第14条第1項前段に規定する使用開始等の届出の例による。

2 前項の規定にかかわらず、水道事業管理者に提出された書類で届出があったとみなすことができる。

3 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条に規定する住民基本台帳登録と異なる人員として届出する場合の様式は、下水道条例施行規則第14条第3項に規定する様式の例による。

(使用料の算定)

第14条 条例第15条の規定による使用料の算定方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) 世帯員の数は、住民基本台帳法第7条に規定する住民基本台帳登録によるものとする。

(2) 条例別表第2中、一般世帯以外の換算処理人員については、水道使用の実績が1年以上ある場合は、その水量を町の1人当たり平均使用量(前年度実績より算出する。)で除して、換算人員を認定する。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、前条第2項の届出について、使用人員の調査に基づき認定することができる。

3 前2項以外の使用料については町長が調査により認定することができる。

4 所定の届出をしないで排水施設を使用した者の使用を開始した日については、町長が認定する。

(行為の許可申請)

第15条 条例第17条の規則で定める行為の許可申請は、下水道条例施行規則第17条に規定する行為の許可申請の例による。

(占用の許可)

第16条 条例第17条の3の規則で定める占用の許可は、下水道条例施行規則第18条に規定する占用の許可の例による。

(使用料の減免)

第17条 条例第18条の規定により使用料等の減免を受けようとする者は、下水道条例施行規則第19条第1項に規定する使用料の減免の例による。

2 町長は、前項の申請についてその可否を決定したときは、下水道条例施行規則第19条第2

項の例により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、水道事業管理者に提出された書類で申請があったとみなすことができる。

(職員の身分証明)

第18条 職員の身分を示す証明書は、下水道条例施行規則第20条に規定する職員の身分証明の例による。

(電子申請による申請等)

第19条 条例に規定する届出等の様式は、ふくしま県市町村共同電子申請によるものは、この限りでない。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年10月1日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年1月11日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第10号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月20日規則第4号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日規則第5号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。